

排出事業者のための有益情報満載ニュースター

WASTE TODAY

12月号
2018

2018.12.26

発行者：株式会社リーテム






今月のテーマ

「水銀使用製品の早期処分のすすめ」

2017年8月16日水俣条約発効にともない、この前後から水銀による健康被害や環境破壊を繰り返さないための、さまざまな法的担保措置がとられてきました。今回は、家庭や病院のみならず企業でも使用もしくは退蔵されている可能性のある、水銀体温計や水銀血圧計、蛍光ランプ等の使用と廃棄について概観していきます。



水銀に関する法律例

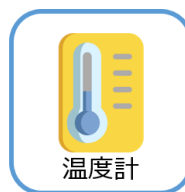
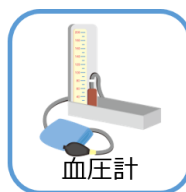
	使用について	水銀による環境の汚染の防止に関する法律 (通称：水銀汚染防止法)
	廃棄について	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (通称：廃掃法)
	輸出入について	外国為替及び外国貿易法 (通称：外為法)



水銀使用製品の製造・販売、使用

水銀を使用した体温計や血圧計の製造・販売に関しては、2020年末で終了となります。

一方、蛍光ランプについては、製品ごとの水銀含有量基準未満であれば製造・販売を続けることができます。蛍光ランプに関する含有量基準は、2018年1月1日から適用されているため現在販売されている製品は、新基準を満たしていると考えられます。なお、水銀使用製品の使用に関しての規制はありません。



	品目	規制内容	規制開始
規制の対象	水銀を使用している 体温計、血圧計、温度計 気圧計、湿度計、圧力計	水銀使用禁止	2020年12月31日
	蛍光ランプ	一般的な照明用蛍光ランプの場合、1本当たり5mg超。 *これを超えない製品のみ製造・販売が可能。	2018年1月1日






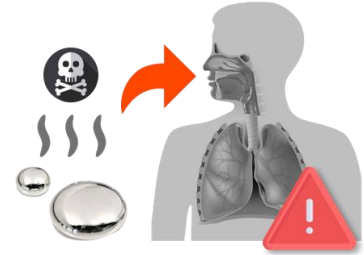
株式会社リーテム

〒101-0021 東京都千代田区外神田2-15-2 新神田ビル7 F
TEL. 03-5256-7041 Mail. info@re-tem.com <https://www.re-tem.com/>

水銀使用製品を退蔵するリスク

水銀は、常温で液体である唯一の金属であり、液体であるがゆえに揮発します。呼吸により肺から吸収した場合には、幻覚や呼吸器系の障害等を発するとされています。一方、有機化していない純粋な水銀（Hg）を経口摂取しても無害であるとの説も耳にしますが、誤飲しないに越したことはありません。水俣病の原因にもなった有機化水銀の毒性は今更言うまでもありません。使用していない水銀使用製品はリスク回避の観点からなるべく早期に廃棄処理する必要があります。

保管状況（例）	リスク
 保管場所へ担当以外の社員が出入り可能	・意図せぬ破損・放置
 廃校など人の出入りがほとんどない場所	・子供達による興味本位の持去り ・ネズミなどの小動物による破損・放置
 上記以外	・風水害による流出や地震による破損 ・製品の経年劣化による水銀漏洩

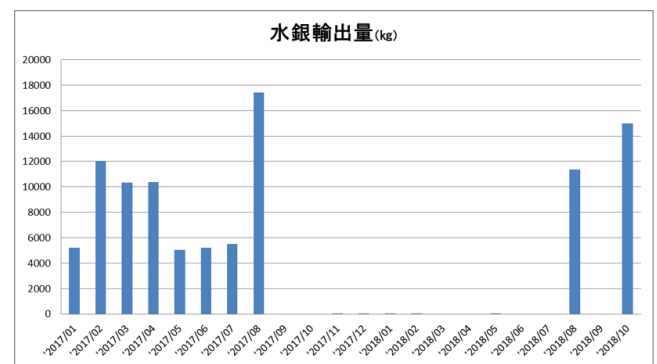


水銀の輸出規制と輸出の推移

水銀使用製品等は有価物として海外に輸出することが可能です。2017年8月16日以降、事業者には輸出後の使用状況の報告が求められています。事務手続きコストが、水銀の売却益を上回る場合、輸出は縮小していくと想定されます。輸出により得られる利益の減少は、処理価格の上昇を示唆します。



右のグラフで、報告義務化の翌月から輸出量が激減していることがわかります。2021年1月以降は、体温計・血圧計含む水銀使用製品の製造・販売が禁止となるため、世界の水銀需要は激減することが予想されます。



(出典：財務相貿易統計より/リーテム作成)

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
2018年	5,190	12,042	10,350	10,365	5,019	5,190	5,513	17,425	0	-	15	15
2019年	30	25	-	-	30	-	-	11,364	-	15,007		

編集後記

人体や生態系にとって極めて有害な重金属のひとつである水銀。水銀は代替製品の開発も進んでいますので、可及的速やかに、適正なルートで処理が進むように周囲の人や組織に働きかけましょう。

リーテムのサービスのご紹介



オフィス機器、什器リユース・リサイクルワンストップサービス
https://www.re-tem.com/service/service_list/onestop-service/



株式会社リーテム

〒101-0021 東京都千代田区外神田2-15-2 新神田ビル7 F
 TEL. 03-5256-7041 Mail. info@re-tem.com <https://www.re-tem.com/>